

一般廃棄物処理施設変更許可証

平成22年7月6日

住 所 旭川市三条通四丁目右4号

氏 名 株式会社シティ・サービス
代表取締役 飯島 弘泰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成22年7月6日	許可番号	空環生第1053号
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種別	ごみ処理施設（ペレットの製造施設） 容器包装リサイクル法に基づく（PET以外の）その他プラスチック		
設置場所	三笠市唐松青山町147番地1		
処理能力	26.4t/日（24時間）		
許可の条件	※※※※※※※※※※※		
許可を受けていることを証する書類の提出の有無	① ・ 無		
留意事項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。		